

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	市民参画	住民投票	協働のまちづくり	広報
所管部署	コミュニティ・生涯学習課(旧 市民協働推進室)	総務課(旧 法務課)	コミュニティ・生涯学習課(旧 市民協働推進室)	広報課
検証報告書の内容	<p>①職員研修の実施や市民参画手続の実施状況の調査・取りまとめなど、庁内の意識啓発の取り組みは、内容を精査しながら今後も継続して行う必要がある。</p> <p>②地域組織によるまちづくりにおいても、多くの住民が参画して進められているが、行政としては、地域活動の中で出てくる課題に耳を傾けることが重要である。</p> <p>③審議会によっては内容が専門的であるなど、一律に男女比率や公募委員比率の基準を当てはめることは難しい面もあるが、一般市民にはハードルが高いということだけで終わってはいけない。市民にとっての重要な問題を見極めながら、それぞれの比率向上に向けた工夫を行う必要がある。</p> <p>④計画段階、あるいは素案をつくる段階からの参画については、案件により緊急度が違うという制約もあるが、できる限り早い段階から市民が意見を述べ、主体的に関わるという市民参画の精神を踏まえ対応を行う必要がある。</p>	<p>①自治基本条例の逐条解説には、常設型の住民投票制度を導入すると明記されており、住民投票条例検討委員会においてもそれに則して議論がなされている。これまでの経緯や住民投票条例検討委員会から出された答申に基づいて、常設型の住民投票条例の制定を目指すという方向で進めていただきたい。</p> <p>②住民投票条例の制定に向けた取り組みは、そのプロセスとして、市民への説明責任を果たすなど、市としての姿勢を明確にして進めていただきたい。</p>	<p>①28小学校区それぞれの個性を活かしながら、一律に仕組みを適応するのではなく、その地域にあった形でまちづくりが進むように柔軟に支援していくことが大事である。地域への財源移転も一律に行うのではなく、積極的に取り組んでいる校区はより充実させるといったことが基本である。</p> <p>②校区まちづくり組織においては、福祉や環境などの部会制を敷くことで、各分野に特化した活動が進められている。行政の各担当部署は、校区まちづくり組織が活動しやすいように、行政組織の縦割りの仕組みにとらわれず、柔軟性を持って地域に対応していく必要がある。</p> <p>③まちづくりは小学校区単位だけで行われるものではないので、小学校区を超えた広域的な課題についても適切に対応していく必要がある。</p> <p>④テーマ型市民活動団体は自立した運営を行い、様々な資金調達の仕組みに取り組むことが求められる。行政としては、これまでの経緯を検証して、今後の支援のあり方につなげていくことが大切である。</p>	<p>①情報共有における各取り組みの費用対効果を検証することにより、自治基本条例に基づいてきちんと広報活動が展開されているかが見えてくると思う。また、広報紙において、市としてPRしたい内容を分かりやすく伝えていくことも大事だが、一方で予算、決算、各事業の詳細などについても地道に情報を伝えていくことが必要で、読んでもらうための分かりやすさと情報量のバランスを考えなければいけない。</p> <p>②障害を持っている方など、情報に自らアクセスしにくい方への情報提供について、きめ細かい配慮が大切である。</p> <p>③広報活動について、市民参画の観点から市民との意見交換の手法を検討するなど、市の広報媒体に対する市民の意識を把握しておくことが重要である。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①庁内の意識啓発については、毎年、市民参画の実施状況調査を行い、結果を市ホームページに掲載しています。また、職員情報交流システムに協働についての啓発コンテンツを掲載していますが、今後参画の内容も取り入れ充実させたいと考えます。あわせて、集合研修の実施も検討いたします。</p> <p>②地域課題については、校区まちづくり組織の支援のなかで把握に努めているところです。今後、庁内の関係課ごとに把握した課題の情報共有を進めていく考えです。</p> <p>③審議会の男女比率や公募委員比率については、検証意見を踏まえ、さらなる比率向上に努めていく考えです。</p> <p>④計画段階からの参画については、案件により緊急度や対象の特殊性などを考慮しながら、できる限り実施できるよう周知を図っていく考えです。</p>	<p>①②住民投票条例については、住民投票条例検討委員会から出された答申及び議会の意見も踏まえ、平成27年12月議会に提案しましたが、その審議の中で、署名数の要件、定住外国人に投票資格を認める点、署名収集に際して押印を不要とする点など、多様な意見が出され、出席者の全員一致で否決されました。こうした経緯を踏まえると、現時点で議会の賛同を得ることは極めて難しいため、条例の制定に向けて改めて慎重に検討する必要があると考えています。</p>	<p>①各校区には、それぞれの特性に応じた「まちづくり計画書」を策定いただき、校区の取り組みに応じ、市は柔軟に支援を行っているところです。一括交付金については、今後、オプション(特記事項)を付加し、校区の取り組み内容に応じ金額を加算できるよう、庁内の補助金を整理していく考えです。</p> <p>②校区まちづくり組織とは、行政の各部門ごとに対応するのではなく、必要に応じコミュニティ推進課などができる限り庁内の調整やとりまとめを行い、柔軟で現実的な対応を行っている考えです。</p> <p>③小学校区を超えた広域的な課題については、校区代表者で構成される「明石市連合まちづくり協議会」において、関連するテーマごとに議論いただいているところです。また、特定地域の課題については、関連校区で議論いただいています。市としてはこのような組織とも協働し、まちづくりに取り組む考えです。</p> <p>④平成29年度から生涯学習センター・男女共同参画センターが指定管理者となり、複合型交流拠点「ウイズあかし」として運営されています。ここに市民活動支援センターも開設され、テーマ型市民活動団体の運営についての相談なども行っています。今後、当施設のさらなる機能充実に努めていく考えです。</p>	<p>①予算や各事業の詳細については、特集を組むなどし、具体的に分かりやすく表現するよう編集しているところですが、掲載する紙面が不足するケースもあり、改善すべき点もあると認識しています。今後も市民にとって必要な情報は何かを見極めながら、分かりやすさと情報量のバランスをとった紙面編集に努めていく考えです。</p> <p>②広報紙においては、平成28年度のリニューアルで、文字の拡大やファックス番号の併記、分かりやすい表現を使うなど、障害者や高齢者に配慮した紙面作りを心掛けています。また、ケーブルテレビでは、平成29年4月からすべての番組において文字(テロップ)を入れ聴覚障害者にも配慮した番組構成としています。</p> <p>③市民との意見交換の手法としては、2年に1度、市民への広報アンケートを実施し、広報に対する基礎的なニーズや意識を調査収集しており、今後も継続して実施していく考えです。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①庁内の意識啓発については、平成29年度の市民参画実施状況調査を行い、市ホームページに結果を掲載しました。また、職員情報交流システム上に「協働」に関するコンテンツを掲載しました。今後も様々な方法で啓発を進める考えです。</p> <p>②大規模な開発に関わるまちづくりに関して、校区まちづくり組織などを中心に情報共有と意見交換を行いました。今後も、校区まちづくり組織などと連携し、市民参画の推進を図る考えです。</p> <p>③各条例や各施策で実質的な議論をするため、当事者や関係者の参画を進めています。男女比率や公募委員比率も大切ですが、必要以上に比率にとらわれず、多様な立場の市民の考えを反映させていく考えです。</p> <p>④計画段階からの参画については、前年度より取り組んだ件数が増えています。</p>	<p>①②住民投票条例については、住民投票条例検討委員会から出された答申及び議会の意見も踏まえ、平成27年12月議会に提案しましたが、その審議の中で、署名数の要件、定住外国人に投票資格を認める点、署名収集に際して押印を不要とする点など、多様な意見が出され、出席者の全員一致で否決されました。こうした経緯を踏まえると、現時点で議会の賛同を得ることは極めて難しいため、条例の制定に向けて改めて慎重に検討する必要があると考えています。</p>	<p>①各校区では、地域の特性に応じた「まちづくり計画書」を策定いただいております。市は支援も校区に応じた対応を行っています。財源についても、校区の事情に応じた交付金や補助金を交付しています。今年度からは一定の取り組みを行っている校区には、これまで分けて交付していた補助金をすべて一括交付金に組み込み、地域の裁量を高めています。</p> <p>②個別事案については、市の担当部署がそれぞれ対応していますが、縦割りの弊害がないよう、コミュニティ推進課が担当部署と情報を共有し、必要に応じ調整を行っています。特に福祉部局や社会福祉協議会とは定例の会議を行い、情報の共有に努めています。</p> <p>③全庁的な地域課題については、「明石市連合まちづくり協議会」において協議し、共通課題の解決や連携した対応を行っており、市は事務局として関わっています。また、大久保、魚住、二見には、校区組織の連携組織があり、校区を超えた課題について、必要に応じ、市も柔軟に対応しています。</p> <p>④平成29年度から指定管理者による複合型交流拠点「ウイズあかし」の運営が開始され、テーマ型市民活動団体の普及啓発や個人・団体のスキルアップ支援、また、地域組織をはじめとした様々な団体間のコーディネートといった支援が行われています。引き続き、当施設の機能充実に努めます。</p>	<p>①予算や各事業の詳細については、具体的に分かりやすく表現するよう編集しているところですが、掲載する紙面が不足するケースもあり、改善すべき点もあると認識しています。引き続き市民にとって必要な情報は何かを見極めながら、分かりやすさと情報量のバランスをとった紙面編集に努めていく考えです。</p> <p>②広報紙では、文字の拡大やファックス番号の併記、分かりやすい表現の使用など、障害者や高齢者に配慮した紙面作りを継続して行っています。また、視覚障害者向けの点字広報の発行に加え、平成30年4月からは音訳版広報の発行を始めています。ケーブルテレビでは、平成29年4月からすべての番組において文字(テロップ)を入れ聴覚障害者にも配慮した番組構成としています。</p> <p>③市民との意見交換の手法としては、2年に1度、市民への広報アンケートを実施しており、直近では平成30年6月に実施しました。広報に対する基礎的なニーズや意識を調査収集するため、今後も継続して実施していく考えです。</p>
令和元年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①庁内の意識啓発については、毎年、市民参画の実施状況調査を行い、結果を市ホームページに掲載しています。また、校区まちづくり組織への参画・協働について意識啓発を進めるため、各校区まちづくり組織の情報を掲載した冊子「まちコレ」を作成しました。</p> <p>②まちづくり協議会の中で議論されている課題を把握し、関係部署と情報共有しながら対応に努めています。</p> <p>③各条例や各施策で実質的な議論をするため、当事者や関係者の参画を進めています。男女比率や公募委員比率も大切ですが、必要以上に比率にとらわれず、多様な立場の市民の考えを反映させています。</p> <p>④計画段階からの参画については、前年より件数は減っていますが、できる限り実施できるよう努めています。</p>	<p>①②住民投票条例については、住民投票条例検討委員会から出された答申及び議会の意見も踏まえ、平成27年12月議会に提案しましたが、その審議の中で、署名数の要件、定住外国人に投票資格を認める点、署名収集に際して押印を不要とする点など、多様な意見が出され、出席者の全員一致で否決されました。こうした経緯を踏まえると、現時点で議会の賛同を得るのは難しいところではありますが、条例の制定に向けて改めて検討してまいります。</p>	<p>①各校区では、地域の特性に応じた「まちづくり計画書」を策定いただいております。市の支援も校区の課題やまちづくりの進捗状況に応じた対応を行っています。財源についても、校区の事情に応じた交付金や補助金を交付していますが、一定の取り組みを行っている校区には、これまで分けて交付していた補助金を一括交付金に組み込み、地域の裁量を高めています。</p> <p>②個別事案については、市の担当部署がそれぞれ対応していますが、縦割りの弊害がないよう、コミュニティ・生涯学習課が担当部署と情報を共有し、必要に応じ調整を行っています。特に福祉部局や社会福祉協議会とは定例の会議を行っているところですが、新たにコミュニティ・スクールの担当者も会議に交えて、状況把握及び情報の共有に努めています。</p> <p>③全庁的な地域課題については「明石市連合まちづくり協議会」において協議するとともに、専門部会として「自治会部会」と「広報部会」を設置するなど、共通課題の解決や連携した対応を行っており、市はいずれも事務局として関わっています。その「自治会部会」での継続した議論により、今年度から一定の要件を満たしたマンション管理組合を自治会と同等に取り扱うこととなり、地域コミュニティの醸成及び自治会加入促進につながりました。</p> <p>④テーマ型市民活動団体については、指定管理者による「ウイズあかし」の運営を通じて、団体のスキルアップ支援等を行うとともに、市民活動拠点の整備に関して意見交換を行っています。</p>	<p>①予算や各事業の詳細については、適切な時期を見計らいながら、具体的にわかりやすく表現するよう編集しています。また、平成30年度に実施した市民への広報アンケートでは、広報紙が「読みやすい」と回答した人が全体の38.2%で、前回(平成28年度:37.5%)よりわずかながら上昇しました。引き続き、分かりやすさと情報量のバランスをとった紙面編集に努めていきます。</p> <p>②広報紙では、ファックス番号の併記や分かりやすい表現の使用などに加えて、高齢者が対象の記事は通常よりも文字を大きくするなど、障害者や高齢者に配慮した紙面作りを継続して行っています。また、ケーブルテレビの文字放送も引き続き行っています。</p> <p>③市民との意見交換の手法として、市民への広報アンケートを実施しており、平成30年度のアンケート結果をホームページで公開しました。市民の広報に対する基礎的な意識を把握するとともに、時代にあった広報ニーズを調査収集するため、アンケートの内容や実施方法も適宜見直しを行いながら、今後も継続して実施していく考えです。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	情報公開	個人情報の保護	総合計画等	財政
所管部署	市民相談室	市民相談室	政策室	財務室(旧 財政課)
検証報告書の内容	<p>①共有された情報を市民がうまく使いこなせなければ、結局、市の業務やコストが増えるだけに終わってしまうので、できるだけ情報をオープンにすることと市民が活用しやすい情報の出し方のバランスを取ることが大事である。</p> <p>②全ての情報を公開できるわけではないという事情もあるが、自治基本条例の原則である市民と情報の共有を進めるため、大きな方向性として、現在の請求に基づいた公開に併せて積極的な情報提供に努めていく必要がある。</p>	<p>①過剰な規制を行うのではなく、地域の防災活動やコミュニティ活動において活用できるように、活用と保護の両面から、情報の取扱いを考えることが大切である。</p> <p>②個人情報を保護しないと安心して情報公開ができないので、個人情報保護制度と情報公開制度は一体的に考えていかないとけない。</p> <p>③全体として個人情報保護制度に基づいてきちんと取り組んでいるが、自治体独自の視点を持って、市民に不利益がないように配慮していくことが重要である。</p>	<p>①進行管理のPDCAサイクルにおける市民への情報提供に関しては、広報媒体として一番古典的な広報紙が一番効果がある。市民は広報紙を大事にしており、その活用を図ってほしい。一方で、IT、ICT(情報通信技術)をうまく活用して効率的な広報を行うことも継続して取り組んでいってほしい。</p> <p>②ビジョンである総合計画と個別計画の整合性及びPDCAサイクルの検証結果を、市民と共有していくことが重要である。</p>	<p>①予算事業説明シートなど、議会に出された資料を公表することについて、技術的にも難しいことではないのであれば公表していく方向で検討いただきたい。自治基本条例の情報の共有の原則に基づいて、基本的には市が持っている情報を市民と共有していくことが必要であり、そうすることで市民が関心を持つことができる。</p> <p>②予算編成全体のプロセスを公表していくことについては、難しい部分もあるが、他の自治体の状況も見ながら今後の情報の共有の方法を検討していただきたい。</p> <p>③年度ごとの財政状況だけでなく、経年変化についても、市民が分かりやすい資料をホームページに掲載するなどの努力をしていく必要がある。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①建築計画概要書や公表設計書を公表するなど情報の公開に努めていますが、情報の共有をさらに進めるため、市民が活用しやすい情報の提供方法を工夫していく考えです。</p> <p>②広報紙等を利用した従来の情報の提供のほかに、市民が活用しやすい情報提供を進める観点から、新たにLINE(アプリ)による配信を開始しました。また、11月からは「あかし子育て応援ナビ」を見やすいように一新するほか、スマートフォン向けの「あかし子育て応援アプリ」により情報をSNSで共有できるようにするなど、提供方法及び内容の改善を図りながら、様々な手法を利用した積極的な情報提供に努めていく考えです。</p>	<p>①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を制定し、避難行動要支援者名簿の提供及び管理をする際に必要な事項を定め、地域の防災活動における個人情報の取扱いのルールを整備するなど、個人情報の保護を図りながら、その有効な活用ができるように取組を進めていく考えです。</p> <p>②個人情報保護制度と情報公開制度とは深く関わっており、情報公開を積極的に進める一方、個人情報の取扱いに配慮し、引き続き十分な保護措置を講じていく考えです。</p> <p>③市内部における個人情報の利用や、公的機関その他外部への提供については、個人の権利利益を保護するという個人情報保護制度の趣旨に則り、個人情報の取扱いに特に配慮していく考えです。</p>	<p>①市ホームページにおいて、長期総合計画推進会議の全配布資料と議事要旨を掲載するとともに、広報紙では市の重点的な取り組みとその進捗状況について、要点を絞って適宜掲載しています。</p> <p>IT、ICT(情報通信技術)を活用した広報については、twitterやfacebookをはじめ、子育て情報を提供するスマートフォン向けアプリ等新たな媒体の活用にも取り組んでおり、今後も継続して進めて行く考えです。</p> <p>②総合計画では目指すまちのビジョンを示し、それを踏まえて、各分野の個別計画が策定されています。PDCAサイクルに基づき、具体的な施策や事務事業を進めており、毎年度、長期総合計画推進会議において検証した結果を市ホームページで公表しています。</p>	<p>①予算事業説明シートや予算編成状況説明会資料など、議会に提出した資料については、市ホームページや広報紙などを通じて概ね公表しています。平成29年度からは予算事業説明シートの市ホームページへの掲載時期について、予算議案公表時期にあわせて、前倒したところがあります。</p> <p>②予算編成全体のプロセスの公表については、実務にかかる労力の問題などの課題が多く、他の自治体の状況を見ながら、実務に支障が出ない範囲で公表出来る内容について、今後検討していく考えです。</p> <p>③年度ごとの財政状況だけでなく、経年変化についても分かる資料として、市ホームページに明石市の財政(かんたんな決算の説明書)を掲載しています。表やグラフを活用し、わかりやすく平易な言葉を用いるなど、少しでも身近に感じてもらえる資料となるよう引き続き検討していきます。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①平成30年度より市議会会議録や教育委員会会議録をホームページ上で公表しています。引き続き、情報公開と提供方法の工夫に努めます。</p> <p>②平成30年度は広報あかしと市議会だよりについてスマートフォン用の無料アプリを利用した配信を始めました。今後も、公開できる情報については、様々な手段により積極的な提供に努めていく考えです。</p>	<p>①個人情報の保護を図りながら防災活動に活用できるよう、「地域における要配慮者対策ガイドライン」を作成し、全小学校区のまちづくり協議会へ配布しました。</p> <p>②情報公開については、前項のとおり積極的に進める中、個人情報保護については、条例に基づき適正な運用に努めてまいります。</p> <p>③個人情報の市役所内部での利用や外部機関への提供については、個人情報保護制度の趣旨に則り、必要に応じ適切に対応しているところがあります。</p>	<p>①進行管理の市民への情報提供については、長期総合計画推進会議の全配布資料と議事要旨を市ホームページに掲載しています。広報紙では紙面に限りがあるため、市の重点的な取り組みとその進捗状況について、要点を絞って適宜掲載しています。</p> <p>IT、ICT(情報通信技術)を活用した広報については、twitterやfacebookをはじめ、子育て情報を提供するスマートフォン向けアプリ等新たな媒体の活用にも取り組んでおり、今後も継続して進めて行く考えです。</p> <p>②総合計画では目指すまちのビジョンを示し、それを踏まえて、各分野の個別計画が策定されています。PDCAサイクルに基づき、具体的な施策や事務事業を進めており、毎年度、長期総合計画推進会議において検証した結果を市ホームページで公表しています。</p>	<p>①予算事業説明シートや予算編成状況説明会資料など、議会に提出した資料については、市ホームページや広報紙などを通じて概ね公表しています。また、平成31年度分から、予算書についても市ホームページに掲載する予定です。</p> <p>②予算編成全体のプロセスの公表については、市内部で調整中の内容であるため変動性が高く、公表により誤解を招くおそれがあり、また公表作業に伴う多大な労力が必要と考えられるため、中間時点で全体の状況を公表することは難しい状況です。</p> <p>③財政状況の経年変化については、市ホームページに掲載していますが、さらにわかりやすい資料となるよう工夫してまいります。</p>
令和元年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①情報の共有を進めるため、スマートフォンやタブレット用の無料アプリ「マチイロ」で、広報あかしと市議会だよりを配信しています。引き続き、市民が活用しやすい情報の提供方法を工夫していく考えです。</p> <p>②広報紙等を利用した従来の情報の提供のほかに、市民が活用しやすい情報提供を進める観点から、スマートフォン用のアプリを利用した配信その他様々な手法を利用した積極的な情報提供に努めていく考えです。</p>	<p>①地域の防災活動やコミュニティ活動において、個人情報の保護を図りながら、その有効な活用ができるような取組を進めていく考えです。</p> <p>②個人情報保護制度と情報公開制度とは深く関わっており、情報公開を積極的に進める一方、個人情報の取扱いに配慮し、引き続き十分な保護措置を講じていく考えです。</p> <p>③市内部における個人情報の利用や、公的機関その他外部への提供については、個人の権利利益を保護するという個人情報保護制度の趣旨に則り、その取扱いに特に配慮していく考えです。また、代理人や第三者が住民票や戸籍謄本等を取得した場合、事前に登録した本人に交付事実を通知することにより、不正取得の抑止を図り、個人情報の適正な取扱いの確保を図っています。</p>	<p>①進行管理の市民への情報提供については、長期総合計画推進会議の全配布資料と議事要旨を市ホームページに掲載しています。広報紙では紙面に限りがあるため、市の重点的な取り組みとその進捗状況について、要点を絞って適宜掲載しています。</p> <p>令和元年6月から7月に実施したまちづくり市民意識調査については、調査結果の概要を広報紙に掲載し、市ホームページに調査結果報告書を掲載する予定です。</p> <p>IT、ICT(情報通信技術)を活用した広報については、twitterやfacebookをはじめ、子育て情報を提供するスマートフォン向けアプリ等新たな媒体の活用にも取り組んでおり、今後も継続して進めて行く考えです。</p> <p>②総合計画では目指すまちのビジョンを示し、それを踏まえて、各分野の個別計画が策定されています。PDCAサイクルに基づき、具体的な施策や事務事業を進めており、毎年度、長期総合計画推進会議において検証した結果を市ホームページで公表しています。</p>	<p>①予算事業説明シートや予算編成状況説明会資料など、議会に提出した資料については、市ホームページや広報紙などを通じて概ね公表しています。あわせて、事務事業点検シートを市のホームページで公表し、市の事務事業全般について目的や事業内容を整理し、事務事業の削減等、より効率的・効果的な予算編成を行っています。また、平成31年度分から、予算書についても市ホームページに掲載する予定です。</p> <p>②予算編成全体のプロセスの公表については、市内部で調整中の内容であるため変動性が高く、公表により誤解を招くおそれがあり、また公表作業に伴う多大な労力が必要と考えられるため、中間時点で全体の状況を公表することは難しい状況です。</p> <p>③財政状況の経年変化については、市ホームページに掲載していますが、さらにわかりやすい資料となるよう工夫してまいります。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	政策法務	評価	行政改革	組織
所管部署	総務課(旧 法務課)	財務室(旧 財政健全化室)	財務室(旧 財政健全化室)	総務課
検証報告書の内容	<p>①市は法の専門家である任期付弁護士職員の採用により、地方分権改革に伴う法令の自主解釈や自主立法の拡大に対応しているが、コストとパフォーマンスのバランス等を考慮しながら、他の方法の検討も含め、最も効果的な方法を検討していかなければいけない。</p> <p>②今後、市民のための法律相談の充実など、さらなる弁護士職員の活用方法を検討していくことも大切である。</p>	<p>①内部評価である事務事業単位の評価は、市民の立場からは分かりにくいので、そのままの形で市民参画を進めるには課題がある。また、数値に表せないものをどうするかという問題もある。</p> <p>②自治基本条例には、PDCAのサイクルで市政を運営していくために、施策・事業等について評価制度を構築し、必要な事項は別に条例で定めることが規定されている。一方、一つの形に当てはめることで柔軟性が無くなり、形骸化や行政の評価疲れにつながる恐れもあるなど、評価に関する条例に実効性を持たせることが難しいという側面もある。そのため、評価制度のあり方について改めて議論した上でPDCAサイクルを機能させることが必要である。</p> <p>③明石市が目指している方向や政策の方向性と事業や施設のあり方がどのように結びついて役割を果たしているのかは重要なポイントであるので、評価制度においてはこの点を大事にしなければいけない。</p>	<p>①公共施設の配置適正化の取り組みは、単に削減目標の達成を目指すのではなく、まちづくりの一環であり、社会環境の変化を見ながら、市の財政状況も踏まえ、施設のあり方を議論して進めていくべきものである。</p> <p>②行政は無駄な支出をなくす取り組みを行っているが、その努力にも限界があるので、民間企業への業務委託に加えて、市民の力を活用していくことも必要である。</p> <p>③その時々時代の要請に合わせた施策の推進など、メリハリをつけて行政活動を行っていくためにも、財源をきちんと確保していく必要がある。</p> <p>④自治体が市民と現状についての情報共有を進めることは、市民にも一緒に取り組んでもらうための啓発につながる。計画段階から情報を共有して市民と議論を重ねていくプロセスを経て、市民の参画と協働を得ながら進めていくことが重要である。</p> <p>⑤人件費削減については、職員として一番大変なところだと思うが、ICT(情報通信技術)を活用し、職員の過剰な負担をできる限り軽減するような取り組みを行ってほしい。</p>	<p>①市は子ども未来部を設置するなど、まちづくりのキーワードである「子ども」力を入れているが、地域においても「子ども」を対象とした取り組みを行っている。市だけで取り組むのではなく、地域団体との連携をさらに充実させることが住みよいまちづくりにつながる。</p> <p>②これからの基礎自治体のあり方として、縦割りではなく、統合性・総合性を持った柔軟な組織になることが求められる。</p> <p>③組織改正における説明責任について、市民に分かりやすい説明を行うため、市としてより丁寧な説明方法を考えておくことが重要である。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①②任期付弁護士職員については、条例や施策の立案などの政策法務に加えて、庁内法律相談や市民法律相談、また、職員の法務能力やコンプライアンス向上のための研修などを担っており、今後も必要性を十分に見極めた上で、活用を図っていく考えです。</p>	<p>①②③評価については、事務事業単位の評価に加えて、長期総合計画、各種個別計画の策定及び進捗管理の過程を通じた評価や、意見交換会等を通じた市民からの評価など、様々な機会を捉え、対象や手法も変えながら実施しているところ。これらの評価においては、成果指標の数値化等により定量的な評価に努める一方、指標に表せない成果の説明等、定性的な評価とあわせて、市民に分かりやすいものとなるよう取り組んでいます。これら評価の機会に示された考え方や意見をできる限り計画や事業等に取り入れ、実効性のある評価となるよう努めているところ。引き続き、評価制度のあり方について、他自治体の動向も踏まえながら、条例化も含め、PDCAサイクルが健全に機能するよう検討していく考えです。</p>	<p>①公共施設配置適正化基本計画では、数値目標を示している施設総量の縮減に加え、機能重視の施設への転換、施設更新の優先順位付け、公民連携等を基本方針として掲げており、市民と行政とが問題意識を共有し、幅広い議論を行いながら進めていくこととしています。また、公共施設配置適正化実行計画に掲げる各施設の具体的な取り組み方針についても、市民との意見交換や、今後の社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、必要であれば計画期間内であっても見直すなど、柔軟に対応することとしています。</p> <p>②各種施策の推進にあたっては、各行政分野において関係団体と様々な形で協働した取り組みを進めてきたところですが、今後も市民の力を活かせるよう、多様な連携の在り方を検討していく考えです。</p> <p>③財政健全化推進計画に基づき、平成35年度までの計画期間内での収支均衡、平成35年度末時点での基金残高70億円の確保を目指し、これからのまちづくりを見据え、広く市民の意見を聴きながら、市の施策・事業等全般にわたって、選択と集中の観点から時代に合った形に見直ししていく考えです。</p> <p>④財政健全化推進計画では、基本方針のひとつに「みんなで話し合っで進める」ことを掲げており、策定の段階から財政健全化推進市民会議や市民との意見交換会等を通じて、市民の参画を得ながら進めてきたところ。財政健全化及び公共施設配置適正化の取り組みにあたっては、引き続き市民との意見交換を行いながら進める考えです。</p> <p>⑤ICT(情報通信技術)の活用については、費用対効果を検証しながら、職員負担の軽減が図られるよう、引き続き検討していく考えです。</p>	<p>①子どもを核としたまちづくりのため、平成29年4月から施行されている「明石市子ども総合支援条例」に基づき、市、保護者、市民等、学校等関係者の連携強化の取り組みを進めています。</p> <p>②③多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、平成29年度の組織改正では各部を集約して5局体制とするなど、横の連携の強化や柔軟な組織体制の確立を図っていく考えです。なお、組織改正にあたっては、広報あかしや市ホームページでの丁寧な説明を行っていく考えです。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①②任期付弁護士職員については、教育や福祉部門などにも配置し、活用の拡大を図っています。特に条例策定会議などでの意見の整理・取りまとめや専門的見地から法的な裏付けを持った条文の組立てなどにおいて成果が上がっています。平成30年度は6名配置し、引き続き、庁内や市民の法律相談、職員研修などにも活用しています。</p>	<p>①事務事業単位での評価では、成果指標の数値化等により定量的な評価に努める一方、指標に表せない成果の説明等、定性的な評価と併せて市民に分かりやすいものとなるよう工夫しています。</p> <p>②評価は事務事業単位での評価のほか、長期総合計画、各種個別計画の策定及び進捗管理の過程を通じた評価や、意見交換会を通じた市民からの評価など様々な機会を捉え、対象や手法を変えながら実施しています。現時点において、実効性のある条例の制定は難しいと考えておりますが、PDCAサイクルが健全に機能するよう、引き続き検討を重ねていく考えです。</p> <p>③上記の様々な評価において示された考え方や意見をできる限り計画や事業等に取り入れ、実効性のある評価となるよう努めています。</p>	<p>①公共施設配置適正化基本計画では、数値目標を示している施設総量の縮減に加え、機能重視の施設への転換、施設更新の優先順位付け、公民連携等を基本方針として掲げており、市民と行政とが問題意識を共有し、幅広い議論を行いながら進めていくこととしています。また、公共施設配置適正化実行計画に掲げる各施設の具体的な取り組み方針についても、市民との意見交換や、今後の社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、必要であれば計画期間内であっても見直すなど、柔軟に対応することとしています。</p> <p>②各種施策の推進にあたっては、各行政分野において関係する市民団体と様々な形で協働した取り組みを進めてきたところ。この場合、安易な行政の下請けとならないよう、市民の自主性を尊重した協働に努めます。</p> <p>③財源の確保については、人口増による税収の増、公有財産の処分などにより財政基金も増やすことができたところ。また、経常経費の5%削減にも取り組み、重点事業の財政確保に努めました。</p> <p>④財政健全化基本計画は、策定の段階から市民会議や意見交換会等を通じて市民の参画を得て進めてきたところ。今後も財政健全化の取り組みについては市民との意見交換を行いながら進めてまいります。</p> <p>⑤人件費の削減については、ここ数年、事業見直しによる職員数の削減、時間外勤務の削減に取り組み、一定の成果はあったところ。ICT(情報通信技術)の活用により、一部業務の事務軽減につながっていますが、情報ネットワークの安全確保のため、利用の制限も生じています。</p>	<p>①子どもを核としたまちづくりのため、平成29年4月から施行されている「明石市子ども総合支援条例」に基づき、市、保護者、市民等、学校等関係者の連携強化の取り組みを進めています。</p> <p>②平成30年度は中核市となり、あかし保健所を設置し、保健・医療関係の部署を所管することとなり関連業務の連携を強化しました。</p> <p>③平成30年度は中核市に移行し、保健所や動物センターの設置など組織の改正が行われました。これらについては、趣旨や内容を広報あかしや市ホームページなどで説明したところ。</p>
令和元年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①②任期付弁護士職員については、深刻な社会問題となっている児童虐待やひきこもりなどに適切に対応するため、令和元年度は10名体制で、それぞれの課題に対して専門的な見地から法的な助言や支援等を行っています。</p> <p>また、引き続き、庁内及び市民に対する法律相談、職員の法務能力向上やコンプライアンス遵守に関する研修等も積極的に行ってまいります。</p>	<p>①事務事業単位での評価では、成果指標の数値化等により定量的な評価に努める一方、指標に表せない成果の説明等、定性的な評価と併せて市民に分かりやすいものとなるよう工夫しています。</p> <p>②評価は事務事業単位での評価のほか、長期総合計画、各種個別計画の策定及び進捗管理の過程を通じた評価や、意見交換会を通じた市民からの評価など様々な機会を捉え、対象や手法を変えながら実施しています。現時点において、実効性のある条例の制定は難しいと考えておりますが、PDCAサイクルが健全に機能するよう、引き続き検討を重ねていく考えです。</p> <p>③上記の様々な評価において示された考え方や意見をできる限り計画や事業等に取り入れ、実効性のある評価となるよう努めています。</p>	<p>①公共施設配置適正化基本計画では、数値目標を示している施設総量の縮減に加え、機能重視の施設への転換、施設更新の優先順位付け、公民連携等を基本方針として掲げており、市民と行政とが問題意識を共有し、幅広い議論を行いながら進めていくこととしています。公共施設配置適正化実行計画に掲げる各施設の具体的な取り組み方針についても、市民との意見交換や、今後の社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、必要であれば計画期間内であっても見直すなど、柔軟に対応することとしています。</p> <p>また、小中学校等158施設について、一括して保守点検、修繕等を行う施設包括管理業務委託を導入し、適切な施設管理に努めています。</p> <p>②各種施策の推進にあたっては、各行政分野において関係する市民団体と様々な形で協働した取り組みを進めてきたところ。この場合、安易な行政の下請けとならないよう、市民の自主性を尊重した協働に努めます。</p> <p>③財源の確保については、人口増による税収の増、公有財産の処分などにより財政基金も増やすことができたところ。また、経常経費の5%削減にも取り組み、重点事業の財政確保に努めました。また、電力調達一括入れにより、電力料金の削減を行いました(年間1億6,000万円の効果)。</p> <p>④財政健全化基本計画は、策定の段階から市民会議や意見交換会等を通じて市民の参画を得て進めてきたところ。今後も財政健全化の取り組みについては市民との意見交換を行いながら進めてまいります。</p> <p>⑤人件費の削減については、ここ数年、事業見直しによる職員数の削減、時間外勤務の削減に取り組み、一定の成果はあったところ。ICT(情報通信技術)の活用により、一部業務の事務軽減につながっていますが、情報ネットワークの安全確保のため、利用の制限も生じています。また、新たに先進的ICT技術を利用した共同研究による取組みとしてRPAを定型業務に導入し、業務の効率化を図ります。</p>	<p>①子どもを核としたまちづくりのため、平成29年4月から施行されている「明石市子ども総合支援条例」に基づき、市、保護者、市民等、学校等関係者の連携強化の取り組みを進めています。</p> <p>②「子どもを核としたまちづくり」の拠点として、「明石子どもセンター」を開設するとともに、子ども関連の業務を総合的に所管する「子ども局」を新設し、子ども関連業務の連携強化の体制を整備しました。</p> <p>③平成31年度は子ども局の新設や明石子どもセンターの設置など組織の改正が行われました。これらについては、趣旨や内容を広報あかしや市ホームページなどで説明したところ。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	行政手続	要望、苦情等への対応	行政オンブズマン	法令遵守及び公益通報
所管部署	総務課	市民相談室	市民相談室	総務課
検証報告書の内容	<p>①行政処分における不服申立てなどの審査に際しては、客観性を担保して適切に手続を行う必要がある。</p> <p>②意見公募手続においては、市民から提出された意見の内容やそれに対する行政の考え方について、広く市民に周知するとともに、意見を提出した方にはどのような対応が適切なものか、今後検討する必要がある。</p> <p>③市民の権利保護や意見陳述の機会の保障のための手続を定めたものが行政手続法、行政手続条例である。それらの法令がカバーする範囲等について、市民には分かりにくいので、行政は分かりやすく説明していく必要がある。</p> <p>④行政手続条例に基づく意見公募手続は、行政としての慎重さを担保する趣旨で手続的に行われてきたが、それにより市民の市政への参画意識が徐々に生まれてきたと考えられる。</p>	<p>①地域のかみ細かな情報を市役所で全部把握できないから、地域から情報をどんどん出して行って、課題があればそれに対応していくという、その繰り返しで、市役所と市民の皆さんとの情報の格差がなくなって、きめ細かな行政ができる。明石市はそういうところに向かって努力していくべきである。</p> <p>②市民からの意見や要望に対してどのように対応していったかを一覧表にして公表するなど、きちんと整理した形で「見える化」していくようぜひとも行政の方で改善していくようにしてほしい。</p> <p>③市民相談室が市民の声全体を把握するセクションとして、政策提案への対応としての面や、権利侵害や苦情への対応としての面をうまく整理して、対応してほしい。</p>	<p>①オンブズマン制度を市が常設で実施するのではなく、事案ごとにその都度法律の専門家に依頼する方法も考えられるが、他の方法を探るよりは、市民が安心して相談に行けるという点では、コスト面も含めてリーズナブルな仕組みとすることができる。</p> <p>②市民と行政の間できちんと話ができる場を作るオンブズマン制度は明石市独自のしっかりした制度と思うが、一方で、制度がない他市で行政訴訟がどれぐらい起こっているのかということも常設のオンブズマン制度の意義、必要性を考える場合につかんでおかなければならない。</p>	<p>①コンプライアンス違反の問題は、法令遵守のみならず、倫理原則など、外部との様々な関わりの中で出てくることであるが、そこでは作為によるものと不作為によるものがある。市では、職員の倫理原則を示したコンプライアンス行動指針を定めているが、この指針に沿って適切な行動を取るとともに、5項目の行動指針の一つである「市民への説明」については、これまでの事例を踏まえながら、市民の理解を得られるよう、丁寧に取り組む必要がある。</p> <p>②職員研修はコストの問題もあると思うが、職員のパソコンを活用した研修等、工夫した取り組みを検討したい。</p> <p>③市は基礎自治体として、行政全体の中で最前線の役割を担っているのので、市が県・国などとの協議の上、市民に対して説明していくことは必要である。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①行政不服審査法に基づき、本市でも、不服申立てなどの審査の妥当性をチェックするため、外部の有識者による第三者機関である明石市行政不服審査会を設置することにより客観性を担保しています。</p> <p>②③④重要な政策等については、計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民の意見等を反映させるため、市民参画手続を実施し、実施にあたっては市民への積極的な情報提供のため、市ホームページなどで公表を行うこととしています。そのなかで、いただいたご意見に対する市の考え方もできるだけお伝えしています。行政手続条例に基づく意見公募手続についても、今後とも積極的な情報提供に努めていく考えです。</p>	<p>①地域の情報は市の担当部署ごとに把握している内容も多く、現在、全てを庁内で共有できているわけではありません。今後、庁内での情報共有を進めるとともに、そこで認識された課題への対応についても、市民と情報共有できる仕組みづくりが必要であると考えます。</p> <p>②要望・提案の公表については、市ホームページに月ごとに整理し、要望・提案内容および市の考え方を掲載しているところであります。引き続き、「見える化」の推進に努め、市民と市との情報共有を図る考えです。</p> <p>③施策提案や要望は市民の声データベースシステムで管理し、全職員と情報共有しているところであります。権利侵害等の苦情については、真摯に対応するとともに、場合によっては行政オンブズマン制度を案内するなど、意見内容を傾聴した上で整理し対応していく考えです。</p>	<p>①行政オンブズマンの執務日を毎月第1～第4水曜日の午後と定め、広報あかしにおいて毎月広報を行い、市民への認知度を高めているところであります。コスト面については、事前予約制とすることで、案件が無い場合は執務なしとし、人件費の抑制を図っています。引き続き、市民が利用しやすく、コスト面においても効率的な制度運営に努めていく考えです。</p> <p>②オンブズマン制度の導入の有無と行政訴訟との相関関係は、これを示すような資料がなく、把握することが困難ですが、検証報告書で指摘のあった点については、今後の課題であると考えています。</p>	<p>①②③市民への説明責任をはじめとしたコンプライアンス行動指針については、階層別研修や職場別研修等を通じて、全職員に周知を図っているところであり、引き続き、研修等を通じて法令遵守の徹底に努める考えです。なお、パソコンソフト等を用いた研修の実施については、費用面から難しい部分がありますが、職員のパソコンへコンプライアンスに係る情報を発信するなど、今後も、コンプライアンス意識の醸成に努めていく考えです。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①行政不服審査法に基づき、本市でも、不服申立てなどの審査の妥当性をチェックするため、外部の有識者による第三者機関である明石市行政不服審査会を設置することにより客観性を担保しています。</p> <p>②③④重要な政策等については、計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民の意見等を反映させるため、市民参画手続を実施しています。また、実施にあたっては、市ホームページなどを活用し、積極的な情報提供に努めています。そのなかで、いただいた意見に対する市の考え方も、できるだけお伝えすることとしています。</p>	<p>①引き続き、校区まちづくり組織などと協働して、地域課題などの情報共有に取組みます。</p> <p>②要望・提案の公表については、市ホームページに月ごとに整理し、要望・提案内容および市の考え方を掲載しているところでありますが、これらの事務をできるだけ速やかに行うなど、引き続き「見える化」の推進に努め、市民と市との情報共有を図る考えです。</p> <p>③施策提案や要望は市民の声データベースシステムで管理し、全職員と情報共有しているところであります。権利侵害等の苦情については、真摯に対応するとともに、場合によっては行政オンブズマン制度を案内するなど、意見内容を傾聴した上で整理し対応していく考えです。</p>	<p>①行政オンブズマンの執務日を毎月第1～第4水曜日の午後と定め、広報あかしにおいて毎月広報を行い、市民への認知度を高めているところであります。コスト面については、事前予約制とすることで、案件が無い場合は執務なしとし、人件費の抑制を図っています。引き続き、市民が利用しやすく、コスト面においても効率的な制度運営に努めていく考えです。</p> <p>②オンブズマン制度の利用件数は、平成28年度3件、平成29年度5件ですが、訴訟など次の段階に至るケースはなく、制度として機能しているものと考えます。</p>	<p>①②③市民への説明責任をはじめとしたコンプライアンス行動指針については、階層別研修や職場別研修等を通じて、全職員に周知を図っているところであり、引き続き、研修等を通じて法令遵守の徹底に努める考えです。なお、パソコンソフト等を用いた研修の実施については、費用面から難しい部分がありますが、職員のパソコンへコンプライアンスに係る情報を発信するなど、今後も、コンプライアンス意識の醸成に努めていく考えです。</p>
令和元年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①行政不服審査法に基づき、本市でも、不服申立てなどの審査の妥当性をチェックするため、外部の有識者による第三者機関である明石市行政不服審査会を設置することにより客観性を担保しています。</p> <p>②③④重要な政策等については、計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民の意見等を反映させるため、市民参画手続を実施しています。また、実施にあたっては、市ホームページなどを活用し、積極的な情報提供に努めています。そのなかで、いただいた意見に対する市の考え方も、できるだけお伝えすることとしています。</p>	<p>①市に寄せられる要望、苦情等に対し誠実に対応し、また、明石市法令遵守の推進等に関する条例及び同条例施行規則の基本原則及び管理について、明石市市民の声取扱要領のとおり主管課により、具体的な処理手順で適正に取り扱い、庁内LANを使用し認識された課題へ迅速に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>②要望・提案の公表については、市ホームページに月ごと整理し、要望・提案内容および市の考え方を掲載しています。今年度も引き続き「見える化」の推進に努め、市民と市との情報共有を図ります。</p> <p>③要望や施策提案は、引き続き市民の声データベースシステムで管理しており、全職員で情報共有しております。また、自身の権利侵害等の苦情については、真摯に対応するとともに、行政オンブズマン制度を案内するなど、意見内容を傾聴した上で整理し対応していく考えです。</p>	<p>①行政オンブズマンの執務日を毎月第1～第4水曜日の午後と定め、広報あかしにおいて毎月広報を行い、市民への認知度を高めているところであります。コスト面については、事前予約制とすることで、案件が無い場合は執務なしとし、人件費の抑制を図っています。引き続き、市民が利用しやすく、コスト面においても効率的な制度運営に努めていく考えです。</p> <p>②明石市行政オンブズマンは、全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会へ出席し、苦情申立て受付方法、案件、解決、処理方法等の情報交換を行い、より良い行政オンブズマン制度の運用が出来るよう努めてまいります。また、オンブズマン制度の利用件数は、平成29年度5件・平成30年度は6件・令和元年度12月1日現在においては2件となっており、訴訟など次の段階に至るケースもなく、制度として機能しているものと考えます。</p>	<p>①②③市民への説明責任をはじめとしたコンプライアンス行動指針については、階層別研修や職場別研修等を通じて、全職員に周知を図っているところであり、引き続き、研修等を通じて法令遵守の徹底に努める考えです。加えて、不祥事根絶を目的に、職員全員の意識の啓発を図り、倫理意識を高めるための職員倫理指針を策定し、研修を順次実施しています。なお、パソコンソフト等を用いた研修の実施については、費用面から難しい部分がありますが、職員のパソコンへコンプライアンスに係る情報を発信するなど、今後も、コンプライアンス意識の醸成に努めていく考えです。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	危機管理	国及び地方公共団体との関係
所管部署	総合安全対策室(旧 総合安全対策局)	政策室
検証報告書の内容	<p>①自主防災組織という看板を掛けるだけではなく、すべての校区の自主防災組織が実際に防災の専門組織として有事の際に機能するものとなるよう、実質的な組織へとステップアップを図ることが大切である。</p> <p>②各校区の取り組み状況をきちんと把握し、それぞれの課題に応じた啓発や支援を継続的に行っていく必要がある。</p> <p>③要配慮者訓練に関しては、以前から被災者支援会議の場で名簿提出の問題が議論になっていた。現在は国も提供を認める方向となり、自治体が要綱等を作って名簿が提供されるようになったが、次の段階として、介護とか特別な医療機関が必要な方の避難施設の確保が議論になるが、現実としては難しい状況である。</p>	<p>①少子高齢化の中で一つの自治体だけが頑張れる時代ではないのははっきりしている。広域連携をこれからどうしていくのかなど、行政間の結びつきの在り方というのはこれからのものすごく重要になってくる。周辺の自治体とうまく結びつきながら財政運営もより効率化していく。これからのまちづくりにあっては、広域連携、行政連携をより前進してほしい。</p> <p>②行政間の連携や相互協力においては、近隣市との関係における個別具体的な事例を取り上げ、様々な課題等により丁寧に対応していくことが重要である。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①②自主防災組織が有事の際に機能するための組織へとステップアップを図ることについては、地域性や実情に応じた組織づくりと、継続した防災活動への取り組みが必要であることを踏まえ、自主防災組織の立ち上げ時の協議や啓発研修、防災訓練など地域の防災活動への支援を継続的に行っていく考えです。また、庁内で自主防災組織に関係する部署が把握する校区の情報を取りまとめ、連携・情報共有を図るとともに、校区の取り組み防災活動の検証や進捗確認を行い、課題に応じた支援を行っていく考えです。</p> <p>③要配慮者の避難施設の確保については、市内小中学校及び朝霧コミセンで開設される福祉避難室、総合福祉センター及びふれあいプラザあかし西で開設する福祉避難所を中心として対応を図る考えです。また、福祉避難所については、社会福祉法人等と協定を締結し、民間の福祉施設等を福祉避難所に指定することで、拡充を図っていく考えです。</p>	<p>①共通する行政課題や広域的に取り組むべき課題を解決するためには、国・県をはじめ関係自治体と連携・協力することが重要であり、また、少子高齢化の進展による将来的な人口減少が避けられない中で、効率的に行政運営を行う観点からも、周辺自治体との相互補完による行政サービスの提供など、更なる行政連携を進めていく考えです。</p> <p>②近隣市との行政連携については、神戸隣接市町長懇話会や東播磨流域文化協議会、播磨広域連携協議会など各種協議会等を通じて、防災・観光・文化をはじめ連携効果の高い分野を中心に事業を実施するとともに、様々な分野での個別課題について各市と積極的に連携協力して解決を図っています。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①②自主防災組織が有事の際に機能するための組織へとステップアップを図ることについては、地域性や実情に応じた組織づくりと、継続した防災活動への取り組みが必要であることを踏まえ、啓発研修や防災訓練など地域の防災活動への支援を継続的に行っていく考えです。また、庁内で自主防災組織に関係する部署が把握する校区の情報を取りまとめ、連携・情報共有を図り、各校区における防災活動の検証や進捗確認を行い、課題に応じた支援を行っていくとともに、先進的な取り組みを実施している地域の事例を各地域に紹介することで、防災活動を促進していく考えです。</p> <p>③要配慮者の避難施設の確保については、市内小中学校及び朝霧コミセンで開設される福祉避難室、総合福祉センター及びふれあいプラザあかし西で開設する福祉避難所を中心とした対応を図り、備蓄物資の充実にも努めていく考えです。また、福祉避難所については、市の施設以外に現在8つの民間福祉施設を指定しています。</p>	<p>①共通する行政課題や広域的に取り組むべき課題を解決するためには、国・県をはじめ関係自治体と連携・協力することが重要であり、また、少子高齢化の進展による将来的な人口減少が避けられない中で、効率的に行政運営を行う観点からも、周辺自治体との相互補完による行政サービスの提供など、更なる行政連携を進めていく考えです。</p> <p>また、平成30年4月から中核市に移行したことから、県と個別に協議するとともに、都市自治体に共通する課題の解決に向けて、他の中核市とも連携して取り組んでいく考えです。</p> <p>②近隣市との行政連携については、神戸隣接市町長懇話会や東播磨流域文化協議会、播磨広域連携協議会など各種協議会等を通じて、防災・観光・文化をはじめ連携効果の高い分野を中心に事業を実施するとともに、様々な分野での個別課題について各市と積極的に連携協力して解決を図っています。</p>
令和元年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①②自主防災組織が有事の際に機能するための組織へとステップアップを図ることについては、地域性や実情に応じた組織づくりと、継続した防災活動への取り組みが必要であることを踏まえ、啓発研修や防災訓練など地域の防災活動への支援を継続的に行っていく考えです。</p> <p>平成30年度は、地域住民等を対象とした出前講座を42回開催し、防災意識の向上に努めたほか、11月に江井島小学校を会場として、校区まちづくり協議会と合同で総合防災訓練を実施しました。また、18か所の小学校区等での防災訓練(うち16か所は要配慮者訓練を含む)を市が支援し、備蓄している間仕切りや簡易トイレの組立て、避難所での生活を考慮した訓練メニューを地域に提案のうえ、実施しました。さらに、庁内で自主防災組織に関係する部署が把握する校区の情報を取りまとめ、連携・情報共有を図り、各校区における防災活動の検証や進捗確認を行い、課題に応じた支援を行っていくとともに、防災マップや防災計画、要配慮者対策等、先進的な取り組みを実施している地域の事例を各地域に紹介することで、防災活動を促進していく考えです。</p> <p>③要配慮者の避難施設の確保については、市内小中学校及び朝霧コミセンで開設される福祉避難室、総合福祉センター及びふれあいプラザあかし西で開設する福祉避難所を中心とした対応を図り、引き続き備蓄物資の充実にも努めてまいります。また、福祉避難所については、市の施設以外に現在8つの民間福祉施設を指定しています。</p>	<p>①共通する行政課題や広域的に取り組むべき課題を解決するためには、国・県をはじめ関係自治体と連携・協力することが重要であり、また、少子高齢化の進展による将来的な人口減少が避けられない中で、効率的に行政運営を行う観点からも、周辺自治体との相互補完による行政サービスの提供など、更なる行政連携を進めていく考えです。</p> <p>また、平成30年4月から中核市に移行したことから、県と個別に協議するとともに、都市自治体に共通する課題の解決に向けて、他の中核市とも連携して取り組んでいく考えです。</p> <p>②近隣市との行政連携については、神戸隣接市町長懇話会や東播磨流域文化協議会、播磨広域連携協議会など各種協議会等を通じて、防災・観光・文化をはじめ連携効果の高い分野を中心に事業を実施するとともに、様々な分野での個別課題について各市と積極的に連携協力して解決を図っています。</p> <p>令和元年7月には、本市と神戸市との共通課題の解決に向けて、情報の共有と今後の取組方針の総合調整を行うことを目的に、明石市・神戸市企画担当連絡会議を開催し、意見交換を行いました。</p>